

議案第 4 4 号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 5 月 1 0 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律(平成 2 5 年法律第 3 号)が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

大口町都市計画税条例（昭和３８年大口町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

附則第４項から第６項までの規定中「第２項」を「附則第２項」に改める。

附則第１１項中「、第５項、第１４項、第１８項から第２６項まで、第２８項、第３０項、第３２項若しくは第３６項」を「、第１２項、第１６項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第２９項若しくは第３３項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

（経過措置）

- ２ 新条例の規定は、平成２５年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２４年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 4 <u>附則第2項</u>の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第2項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。） 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第2項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都	附 則 4 <u>第2項</u>の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。） 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都

新	旧
市計画税の額は、<u>附則第2項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 7～10 略 11 <u>法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項若しくは第33項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u>	市計画税の額は、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 7～10 略 11 <u>法附則第15条第1項、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u>